

平成30年度加須市ガイドマップ作製業務に係る
公募型プロポーザル方式実施要領

(目的)

第1条 この要領は、加須市が発注する平成30年度加須市ガイドマップ作製業務（以下「本業務」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を締結するため、本業務に関し提案を求め、最も優れた者と委託契約を締結することを目的とし、公募型プロポーザル方式の実施について必要となる事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、公募型プロポーザル方式とは、本業務の概要、参加資格等を公表して参加者を募り、申込者の参加資格を確認し、本業務についての発想、課題解決方法等に関する技術提案書等の提出を求め、提案者の創造性、技術力、企画力等を総合的に審査し、本業務の内容に最も適した契約交渉相手方を決定する方式をいう。

(公募型プロポーザル方式の採用)

第3条 本業務は、加須市へ興味を持った人・すでに加須市を訪れている人が情報収集を目的として手にするガイドマップを作製することを目的とする。ついでには、魅力的で訴求力のあるガイドマップ作製のため、金額の多寡のみで決定するのではなく、提案者が有するデザインの創造性・独創性等を勘案し、市と協力し合いながら業務を実施する業者の選定を行えるプロポーザル方式の方が当該業務に適していると考えられるため。

(手続き開始の公告)

第4条 市長は、本業務の公募型プロポーザル方式参加者を募集する場合には、次の事項を公告するものとする。

(1) 平成30年度加須市ガイドマップ作製業務に係る公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）

(2) その他必要と認める事項

2 前項に規定する公告は、加須市ホームページで行うものとする。

(募集要項)

第5条 募集要項は、次に掲げる事項を記載するものとする。

項目		主な内容
1	業務の概要	業務名、業務の目的、業務内容、納入場所及び履行期限
2	見積限度額	見積限度額
3	実施型式	公募型である旨

4	参加資格	必要な参加資格
5	参加申込み	参加申込書類の提出方法、提出先及び提出期限
6	提出書類の作成及び提出方法	提出書類の作成方法、注意事項等
7	質問及び回答	質問及び回答の方法
8	審査方法及び審査内容	平成30年度加須市ガイドマップ作製業務に係る公募型プロポーザル方式審査要項（以下「審査要項」という。）による旨
9	契約手続等	契約交渉相手方等の決定、審査結果の通知等
10	書類提出先及び問い合わせ先	書類提出先及び問い合わせ先
11	その他	辞退の取扱い、失格事項、提出書類の取扱い、提案に係る経費の負担等

（参加資格要件）

第6条 本業務のプロポーザルに参加する資格を有する者は、募集要項の公告日から作成業務の契約締結日までの間、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- （1）令第167条の4の規定に該当しないこと。
- （2）平成30年6月1日の時点で、加須市物品等競争入札参加資格者名簿（加須市物品購入等競争入札参加者の資格等に関する規定（平成22年3月23日告示第9号）第3条第1項に規定する「資格者名簿」をいう。）において、募集要項に定める対象部門に登録されていること。
- （3）加須市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成22年3月23日市長職務執行者決裁）に基づく指名停止措置期間中でないこと。
- （4）手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全なものではないこと。
- （5）会社更生法（平成14年法律第154号。）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、一般競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

（失格基準）

第7条 次の事項のいずれかに該当した場合は、その者の本業務への参加資格を満たさなかったものとみなし、失格とする。

- （1）募集要項に提出することとされた参考見積書に記載された金額が、募集要項に定められた見積限度額を超えているとき。
- （2）募集要項に定められた提出方法によらず、募集要項により提出することとされた参加申込書（様式第1号）、提案書その他の提出書類（以下単に提出書類という。）が提出されたとき。
- （3）募集要項に定められた受付期間内に提出書類が提出されなかったとき。

- (4) 募集要項により提出を求められた諸様式について、記載すべき事項が記載されていないとき。
- (5) 提出書類に虚偽の内容を記載したとき。
- (6) 本業務のプロポーザル手続きにおいて、不正行為が行われたことが判明したとき。
- (7) 前号に掲げるもののほか、この要領、募集要項に違反する等、本業務に係るプロポーザルの実施にふさわしくない行為が行われたとき。

(参加申込書の提出等)

第8条 本業務のプロポーザルに参加しようとする者は、参加申込書に、募集要項に掲げる提出書類を付して提出するものとする。

2 参加申込書の提出方法、提出場所及び提出期間は募集要項に定めるところによる。

(参加辞退)

第9条 参加申込み者は、随意契約の相手方が決定するまでは、いつでも参加を辞退することができる。この場合には、辞退届を加須市シティプロモーション課へ提出するものとする。なお、辞退した者については、これを理由として以後の入札参加資格等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

(提案者の決定)

第10条 加須市ガイドマップ作製業務プロポーザル方式選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、別に審査要項を定め、提案者の提案書類により本業務に対する提案者の意欲、創造性、独創性等を審査基準に基づき点数化して評価し、順位が最上位の者を本業務の受託候補者として、随意契約の交渉相手方に決定するものとする。

2 選定委員会は、審査が完了した場合は、その結果を指定した期日までに提案者全員にプロポーザル審査結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 前項により受託候補者とならなかった者は、通知の日の翌日から起算して3日（加須市の休日を定める条例（平成22年3月23日条例第2号）第1条に規定する市の休日を含まない。）以内に、書面により、その理由について説明を求めることができる。

4 受託候補者とならなかった理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる期限の最終日の翌日から起算して3日以内に、書面により回答しなければならない。

(審査結果の公表)

第11条 市長は、第10条による審査結果について、速やかに加須市ホームページにて公表するものとする。

(随意契約の締結)

第12条 第10条第1項により決定された契約交渉相手方に対し、本業務の仕様等

について協議し、随意契約を締結するものとする。

- 2 第10条第1項により決定された契約交渉相手方について、辞退、失格その他の理由により本業務の随意契約を締結することができなくなったときは、その旨を次点者に通知するとともに、当該者と本業務の仕様等について協議し、随意契約を締結するものとする。ただし、次点者が審査要項に定める得点要件を満たさない場合を除く。

(留意事項)

第13条 本業務のプロポーザル実施にあたっては、次のとおりとする。

- (1) 参加申込み、提出書類の作成、提出等への参加等に関する費用は全て提案者の負担とすること。
 - (2) 本業務のプロポーザル実施にあたり、不正行為を行った者又は提出を求められた諸様式に虚偽の記載を行った者は、指名停止措置要綱に基づき、指名停止を行う場合があること。
 - (3) 提出期限以降の提出書類の再提出差し替え等は認めないこと。ただし、提案書の内容を確認するため、市から追加資料を求めた場合はこの限りでない。
 - (4) 提出書類は参加者に返却しないこと。
 - (5) 提出書類は本業務の審査以外の目的には使用しないこと。
- (1) 提出書類及び審査の過程は非公表とすること。

(その他)

第14条 本要領に定めのない事項については、選定委員会等において別途協議し決定するものとする。

附 則

この要領は、平成30年6月22日から施行する。